



平成25年10月10日

各 位

会社名 株式会社乃村工藝社
代表者名 代表取締役社長 渡辺 勝
(コード番号 9716 東証第一部)
問合せ先 取締役経営企画本部長 吉本 清志
(TEL. 03 - 5962 - 1119)

単元株式数の変更および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第195条第1項の規定にもとづき、単元株式数の変更および定款の一部変更について以下のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更について

(1) 変更の内容

単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(2) 変更の理由

投資家の皆さまにとって、より投資しやすい環境を整備し、当社株式の流動性の向上および投資家層の拡大を図ることを目的とするとともに、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、単元株式数の変更を行うものです。

(3) 変更予定日

平成25年11月1日（金曜日）

(参考) 平成25年11月1日をもって、東京証券取引所における売買単位も100株に変更されることとなります。

2. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

上記単元株式数の変更にもなうものです。

(2) 定款変更の内容

変更内容は以下のとおりであります。

(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更後
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p><単元株式数></p> <p>第8条 当社の単元株式数は、<u>1,000株</u>とする。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p><単元株式数></p> <p>第8条 当社の単元株式数は、<u>100株</u>とする。</p> <p><u>(附則)</u></p> <p><u>第8条の変更は、平成25年11月1日から効力を生</u> <u>ずるものとする。なお、本附則は、効力発生日を</u> <u>もって削除する。</u></p>

(3) 変更の効力発生日

平成25年11月1日

以上